

1. 公的賃貸住宅の入居

①市営住宅

問合せ：習志野市 住宅課

市営住宅は、住宅に困窮している低所得の方を対象とした習志野市が管理する住宅です。市内に6団地あり、毎年4月に募集を行っております。

【 空室入居登録募集制度 】

- この募集は、空室が生じた場合にご案内する順位を決定するもので、空室への入居を決定する募集ではありません。
- 希望団地に空室が生じた時点で、入居審査を経て入居を決定します。
- 登録期間は、申請年度の年度末（3月31日）までです。この期間内に空室が生じないときは失効となりますので、あらかじめご了承ください。
- 住宅の空き状況によっては、入居できないことがありますのでご了承ください。

<募集期間>

毎年4月中旬から4月下旬まで

<申込方法>

入居申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、受付期間内に住宅課に直接お持ちください。

<主な申込資格>（1）～（5）

- （1）習志野市に住民登録、又は勤務地を有し、引き続き1年以上居住・勤務している方であること。
- （2）現に同居し、又は同居しようとする親族を有する方であること。
※一定の条件に該当する单身の方は、单身入居が可能な住宅に申込みできます。
例：60歳以上の方、障がい者の方 等
- （3）現在、住宅に困窮していることが明らかな方であること。
- （4）収入基準以内であること。（入居予定者のうち所得のある者全員の所得を合算し所定の計算をした月収額^{※1}が以下の表の額以下であること。）
- （5）申込者又は同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

対象の世帯	収入の基準	
	公営住宅	改良住宅
原則階層	月収額 158,000円以下	月収額 114,000円以下
裁量階層 ^{※2}	月収額 214,000円以下	月収額 139,000円以下

※1 市営住宅入居申込資格という月収額とは、1年間の世帯の所得金額から、該当する控除額を差し引いた金額を12（ヶ月）で割った金額です。

※2 裁量階層とは、右記ページに掲げる世帯です。（該当しない方は原則階層）

該 当 世 帯	該 当 要 件
高 齢 者 世 帯	入居を申し込む方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満又は60歳以上」である。(60歳以上の単身者も該当します。)
障 がい 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが障がい者(以下の条件)である。 ①身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の障がい者の方 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1～2級の障がい者の方 ③療育手帳の交付を受けている②と同程度の障がい者の方
戦 傷 病 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である。
被 爆 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている。
海 外 引 揚 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚げから5年以内である。
ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者 等 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが国立ハンセン病療養所等に入所していた。
子 育 て 世 帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる。

【 申 込 (入 居) 資 格 の 特 例 】

1. 平成23年3月11日時点において、福島県の避難指示区域^{※3}内に住所があり、住宅に困窮している方は、市内在住要件、同族親族要件、収入要件、(前述(1)(2)及び(4))にかかわらず申込みができます。
なお、入居後の手続等は一般の入居者と同様の取り扱いとなり、前述(4)の収入基準を超える方の家賃は、通常の高額よりも高くなる場合があります。
2. 大規模災害や震災、その他の災害を受けた市街地の復興のため、被災市街地復興特別措置法における住宅被災市町村に該当する区域にお住まいの方で、住宅に困窮している場合は、申込(入居)資格の特例の対象となる場合がありますのでご相談ください。

※3 避難指示区域とは、募集月の前月末時点で「警戒区域」「計画的避難区域」「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰宅困難区域」に指定されている区域のことです。

<市営住宅団地一覧>

宅名	号棟	戸数	所在地	単身	備考
鷺沼	1～2	28	鷺沼2-9-31～32	可	
鷺沼台	1～2	48	鷺沼台2-2-1～2	可 ※2号棟のみ	1号棟は母子世帯向け
泉	1～8	168	泉町2-2-1～8	可	
東習志野	1～4	104	東習志野4-4-1～4	可 ※1～3号棟のみ	
香澄	1～4	160	香澄1-4-1～4	不可	1～3号棟の1階は 高齢者世帯及び 障がい者世帯向け
屋敷	1～4	58	屋敷1-17-1～4	不可	

<単身入居について>

単身入居可能な団地は、鷺沼団地1～2号棟、鷺沼台団地2号棟、泉団地1～8号棟、東習志野団地1～3号棟です。※一定の条件に該当する方のみ、申込みができます。

<入居について>

- ・公開抽選等により入居順位を決定し、登録をします。
- ・空室が生じた時点で、入居順位の上位の方から入居していただきます。
- ・入居順位の登録有効期間は、申請年度の年度末（3月31日）までです。年度内に空室が生じない場合は、登録は失効となり、翌年度の登録は再度申請が必要となります。

<募集案内の配付場所>

場所	開庁時間
習志野市役所 住宅課（市庁舎4階） 電話：047-453-9296	平日：8時30分～17時
JR津田沼駅南口連絡所 （モリシア津田沼レストラン棟7階） 電話：047-403-0343	月曜日～金曜日の午前10時～午後8時、 第2土曜日・第4日曜日の午前10時～午後6時 30分（祝日、年末年始を除く）
東部連絡所（実叻コミュニティホール1階） 電話：047-472-9234	月曜日～金曜日及び第2土曜日、第4日曜日の 午前8時30分～午後5時 （第2土曜日と同一週の月曜日、第4日曜日の 翌日の月曜日、祝日、年末年始を除く）
西部連絡所（新習志野図書館公民館内1階） 電話：047-452-1933	

問合せ：習志野市役所 住宅課 ☎047-453-9296

②県営住宅

問合せ：千葉県住宅供給公社

県営住宅は、住宅に困窮している低所得の方を対象とした千葉県が管理する住宅です。

<募集期間>

年4回（4月、7月、10月、1月の各回1～15日）

<申請方法>

千葉県住宅供給公社へ直接郵送の申込みとなり、各回1日～15日の消印有効です。

<募集案内の配布場所>

場所	開庁時間
習志野市役所 住宅課（市庁舎4階） 電話：047-453-9296	平日：8時30分～17時
JR津田沼駅南口連絡所 （モリシア津田沼レストラン棟7階） 電話：047-403-0343	月曜日～金曜日の午前10時～午後8時、 第2土曜日・第4日曜日の午前10時～午後6時 30分（祝日、年末年始を除く）
東部連絡所（実籾コミュニティホール1階） 電話：047-472-9234	月曜日～金曜日及び第2土曜日、第4日曜日の 午前8時30分～午後5時 （第2土曜日と同一週の月曜日、第4日曜日の 翌日の月曜日、祝日、年末年始を除く）
西部連絡所（新習志野図書館公民館内1階） 電話：047-452-1933	

<市内の県営住宅>

団地名	所在地
実籾	東習志野2丁目
実籾シルバー	東習志野2丁目
大久保	泉町2丁目
平和	泉町3丁目
香澄	香澄1丁目
実籾大原	実籾1丁目

中堅所得者向けの県営住宅（市原市五所）、中堅所得者向けの県営住宅（船橋市薬円台）、一般県営住宅（市原市菊間）、一般県営住宅（袖ヶ浦市蔵波）については、常時募集しておりますので別途お問合せ下さい。

問合せ：千葉県住宅供給公社（募集課） ☎043-222-9200

③UR賃貸住宅（旧公団住宅）

問合せ：UR津田沼営業センター

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）の賃貸住宅についての申込み・お問合せは、UR営業センターへお願いします。本市周辺では、JR津田沼駅北口にUR津田沼営業センターがあります。

問合せ：UR津田沼営業センター ☎047-478-3711
営業時間 9時30分～18時（水曜定休日）

④千葉県あんしん賃貸支援事業

問合せ：千葉県庁 住宅課

千葉県が、住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）の住まい探しをサポートする不動産仲介業者や住宅確保要配慮者の居住を支援する団体を登録し、広く情報提供することで、賃貸住宅への円滑な入居を支援する事業です。

<Ⅰ. 千葉県あんしん賃貸住宅協力店>

千葉県あんしん賃貸住宅協力店とは、高齢者や障害者など住宅の確保に特に配慮を必要とする世帯の住まい探しをサポートする不動産仲介業者として、千葉県の登録を受けた店舗のことを言います。

<Ⅱ. 千葉県あんしん賃貸支援団体>

千葉県あんしん賃貸支援団体とは、高齢者や障害者など住宅の確保に特に配慮を必要とする方に対して居住支援サービスを提供する団体として、千葉県の登録を受けた団体のことを言います。

問合せ：千葉県庁 県土整備部都市整備局住宅課 ☎043-223-3255

⑤家賃債務保証制度

問合せ：一般財団法人 高齢者住宅財団

一般財団法人高齢者住宅財団が、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の方が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことで、賃貸住宅への入居を支援する制度です。

対象住宅や保証の対象、保証料等の詳細はお問い合わせください。

問合せ：一般財団法人 高齢者住宅財団
☎0120-602-708（フリーダイヤル）
※IP電話、公衆電話の方は、☎03-6880-2781 におかけください。

⑥住居確保給付金の支給

問合せ：らいふあっぷ習志野

離職や廃業またはそれと同等程度の状況にあり、経済的に困窮し、住宅を失ったまたは失うおそれのある方に対し、家賃相当額を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

<支給額>

家賃相当額 ※上限額は下表「家賃上限額」をご参照ください。

<支給期間>

原則3か月（最長9か月）

<対象者要件>

- ①離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は喪失するおそれのある方
- ②申請日において離職等の日から2年以内、または収入や収入を得る機会が個人の都合によらずに減少し、就労の状況が離職または廃業と同等程度の状況にあること
- ③離職等の日において、世帯の生計を主として維持していたこと
- ④収入要件：申請月の収入の合計が、収入基準額以下であること

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額
1人	84,000円	46,000円	130,000円
2人	130,000円	55,000円	185,000円
3人	172,000円	3～5人 59,800円	231,800円
4人	214,000円		273,800円
5人	255,000円		314,800円
6人	297,000円	64,000円	361,000円
7人	334,000円	71,800円	405,800円

- ⑤資産要件：申請日の預貯金の合計額が、次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑥誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ※一定の基準を満たすことが必要です。
- ⑦国や自治体が行う離職者等に対する住居確保を目的とした他の類似の給付を受けていないこと
- ⑧申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと

問合せ：らいふあっぷ習志野

☎047-453-2090